

平成20年度科学研究費補助金

「研究者使用ルール（補助条件）」及び「研究機関使用ルール」の主な変更点（予定）

① 分担金の配分について

間接経費が措置されている研究種目で、研究代表者と異なる研究機関に所属する研究分担者がいる場合は、研究代表者は、当該研究分担者が使用する直接経費及びその30%分の間接経費を、当該研究分担者に配分しなければならないこととします。

なお、直接経費については、原則として交付申請書に記載した額に応じて配分することとしますが、必要に応じて配分額を変更することができることとします。また、間接経費については、研究代表者と研究分担者が所属する研究機関同士の取り決めにより、配分しない等これと異なる取扱いをしても差し支えないものとします。

これに伴い、研究代表者が所属する研究機関は、補助金受領後、他の研究機関に所属する研究分担者の所属研究機関に対し、当該直接経費及び間接経費を送金してください。

なお、その際、研究分担者の所属する研究機関が直接経費と間接経費を混同しないよう、直接経費と間接経費それぞれの額を必ず分けて伝達してください。

「研究者使用ルール（補助条件）」（文科省・学振共通）

【分担金の配分】

2-3 研究代表者は、研究代表者と異なる研究機関に所属する研究分担者がいる場合には、補助金受領後、当該研究分担者が使用する直接経費及びその30%分の間接経費を、当該研究分担者に配分しなければならない。なお、直接経費については、原則として交付申請書に記載した額に応じて配分することとするが、必要に応じて配分額を変更することができる。また、間接経費については、研究代表者と研究分担者が所属する研究機関同士の取り決めにより、これと異なる取扱いをしても差し支えない。

「研究機関使用ルール」（文科省・学振共通）

【分担金の配分】

3-1 研究代表者は、研究代表者と異なる研究機関に所属する研究分担者がいる場合には、補助金受領後、当該研究分担者が使用する直接経費及びその30%分の間接経費を、当該研究分担者に配分しなければならないこととされているので、これに関する事務を行うこと。ただし、間接経費については、研究代表者と研究分担者が所属する研究機関同士の取り決めにより、これと異なる取扱いをしても差し支えない。

② 直接経費の使用内訳の変更について

比較的多額の研究費を交付した研究者のより柔軟な研究推進を可能にするため、各費目において自由に変更できる直接経費の総額に対する割合を、「30%」から「50%」に引き上げます。

「文科省研究者使用ルール（補助条件）」

【直接経費の各費目の対象となる経費】

2-4 研究代表者及び研究分担者は、交付申請書に記載した各費目ごとの額にしたがって、直接経費を使用するものとする。ただし、研究代表者は、直接経費の使用内訳について各費目の額を、交付する直接経費の50%未満（直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合は、300万円まで）の範囲内で、^(*1)取扱規程第8条に規定する^(*2)文部科学大臣の承認を得ることなく変更することができる。

【直接経費の使用内訳の変更】

3-2 研究代表者は、直接経費の使用内訳について、各費目の額を、交付する直接経費の総額の50%未満（直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合は、300万円まで）を超えて変更しようとする場合には、様式C-4-1「直接経費使用内訳変更承認申請書」により申請を行い、^(*2)文部科学大臣の承認を得なければならない。

「文科省研究機関使用ルール」

【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

3-16 次の手続を行うこと。

②直接経費の使用内訳の変更

研究代表者は、直接経費の使用内訳について、各費目の額を、交付された直接経費の総額の50%未満（直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合は、300万円まで）の範囲内で変更できるため、各費目ごとの使用状況及び直接経費全体の使用状況を常に把握すること。

研究代表者が、上記の限度を超えて各費目の額を変更しようとする場合に、当該研究代表者が作成する様式C-4-1「直接経費使用内訳変更承認申請書」により申請を行い、^(*2)文部科学大臣の承認を得ること。

(*1) 日本学術振興会使用ルールにおいては、下線部を取扱要領第10条第3項と読み替える。

(*2) 日本学術振興会使用ルールにおいては、下線部を日本学術振興会と読み替える。

③ 実績報告について

毎年度の実績報告時に、研究分担者が使用した補助金の実支出額を、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」（別添3参照）に記入し、報告することとします。研究代表者と同一の研究機関に所属する研究分担者であっても、使用した補助金の額を記入する必要があります。また、これに伴い様式C-7-2「研究組織登録票」を廃止します。

「文科省研究者使用ルール（補助条件）」

【実績報告書の提出期限】

5-1 研究代表者は、平成21年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、(*)文部科学大臣に実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

「文科省研究機関使用ルール」

【実績報告に係る手続】

3-17 次の手続を行うこと。

①実績報告書の提出

各補助事業について、平成21年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、各研究代表者が作成する、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」（様式B-3「収支決算報告書」を添える）及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（様式B-4「研究実績報告書」を添える）を取りまとめ（研究成果公開発表（A）にあつては、代表者が作成する様式C-8「実績報告書（研究成果公開発表（A）」及び様式B-3「収支決算報告書」をとりまとめ）、(*)文部科学省に提出すること。

補助事業に係る実績報告書を提出する際（廃止の場合を除く。）には、補助金管理のために設けた専用口座の残高証明書又は当該口座の通帳の写しについても、併せて提出すること。

(*) 日本学術振興会使用ルールにおいては、下線部を日本学術振興会と読み替える。

④ 自己評価報告書について

従来行っていた中間・事後評価は、研究期間の最終年度の前年度に「研究進捗評価」として統一して実施することとします（平成19年12月11日付け19振学助第35号通知を参照）。

また、「特別推進研究」、「特定領域研究」の計画研究、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究、「基盤研究」、「若手研究」及び「学術創成研究費」のうち、研究期間が4年以上の研究課題で、研究期間の3年目にあたる研究課題の研究代表者は、自己点検による中間評価を実施し、翌年度の実績報告時に、様式C-7-2「自己評価報告書」（別添4参照）により報告することとします。

ただし、「研究進捗評価」を受ける研究課題のうち、評価を受ける時期が研究期間の3年目にあたる研究課題については、自己点検による中間評価の対象外とします。

なお、特定領域研究及び新学術領域研究（研究領域提案型）の研究領域の評価については、従来の中間・事後評価を行います。

「文科省研究者使用ルール（補助条件）」

6 自己評価報告書の提出

(*1) 「特別推進研究」、「特定領域研究」の計画研究、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究、「若手研究（A）」及び「若手研究（B）」のうち、研究期間が4年以上の研究課題で、平成20年度が研究期間の3年目にあたる研究課題（ただし、平成20年度に日本学術振興会が「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」に基づき行う「研究進捗評価」を受ける研究課題を除く）の研究代表者は、自己点検による中間評価を実施し、平成21年5月31日までに、様式C-7-2「自己評価報告書」を(*2) 文部科学省に提出しなければならない（同報告書は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

「文科省研究機関使用ルール」

【自己評価報告に係る手続】

3-18 (*1) 「特別推進研究」、「特定領域研究」の計画研究、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究、「若手研究（A）」及び「若手研究（B）」のうち、研究計画が4年以上の研究課題で、平成20年度が研究期間の3年目にあたる研究課題（ただし、平成20年度に日本学術振興会が「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」に基づき行う「研究進捗評価」を受ける研究課題を除く）の研究代表者は、自己点検による中間評価を実施し、平成21年5月31日までに、様式C-7-2「自己評価報告書」（様式B-5「自己評価報告書提出一覧」を添付する）を(*2) 文部科学省に提出しなければならないこととされているので、これに関する事務を行うこと。

(*1) 日本学術振興会使用ルールにおいては、下線部を「基盤研究」、「若手研究（S）」及び「学術創成研究費」と読み替える。

(*2) 日本学術振興会使用ルールにおいては、下線部を日本学術振興会と読み替える。

⑤ 研究成果報告書について

科学研究費補助金による研究成果について、適切に把握するとともに、社会・国民に広く公開するため、「特別推進研究」、「特定領域研究」の計画研究、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究、「新学術領域研究（研究課題提案型）」、「基盤研究」、「若手研究」、「特別研究促進費」及び「学術創成研究費」については、研究期間終了後、新たな様式C-19「研究成果報告書」（別添5参照）により研究成果を報告することとします（平成20年度が研究期間の最終年度にあたる研究課題から実施。）。

また、その内容については、国立情報学研究所においてデータベース化し、インターネット上で公開することとします。

これに伴い、平成19年度までの様式C-19「研究成果報告書概要」及び様式C-20「研究成果報告書概要（英文版）」を廃止します。

なお、「特定領域研究」及び「新学術領域研究（研究領域提案型）」については、研究領域としての様式C-18「研究成果報告書（冊子体）」をこれまでどおり作成し、国立国会図書館関西館及び文部科学省両方へ提出していただきます。

(※) 平成19年度が研究期間の最終年度にあたり、研究成果報告書（冊子体）の提出が必要な研究課題については、これまでどおり平成20年6月に研究成果報告書（冊子体）の提出が必要です。

「文科省研究者使用ルール（補助条件）」

【研究成果報告書等の提出】

7-1 (*1) 「特別推進研究」、「特定領域研究」の計画研究、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究、「新学術領域研究（研究課題提案型）」、「若手研究（A）」、「若手研究（B）」及び「特別研究促進費」の研究代表者は、補助金により実施した研究の成果について、様式C-19「研究成果報告書」を(*2) 文部科学省に、研究計画の最終年度の翌年度の6月20日から6月30日までの間に提出しなければならない。ただし、上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-21「研究経過報告書」を(*2) 文部科学省に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、上記報告書を(*2) 文部科学省に提出しなければならない（同報告書は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

7-2 研究代表者は、研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、様式C-19「研究成果報告書」を(*2) 文部科学省に提出しなければならない（提出期限は、原則として辞退することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日までとする。また、同報告書は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

【「特定領域研究」及び「新学術領域研究（研究領域提案型）」に係る研究成果報告書等の提出】

7-3 領域代表者は、研究領域の研究期間終了後、研究領域内の各研究課題（公募研究を含む。）の補助事業の成果を取りまとめた上で、研究領域の研究期間終了後又は「成果取りまとめ」の研究課題の研究終了後の翌年度の6月20日から6月30日までの間に、様式C-18「研究成果報告書（冊子体）」を国立国会図書館関西館及び文部科学省に、また様式C-22「研究成果報告書提出届」を文部科学省に、それぞれ提出しなければならない。ただし、上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を文部科学省に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、上記報告書等を国立国会図書館関西館及び文部科学省に提出しなければならない。

「文科省研究機関使用ルール」

【研究成果報告に係る手続】

3-19 次の手続を行うこと。

①研究成果報告書等の提出

(*1) 「特別推進研究」、「特定領域研究」の計画研究、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究、「新学術領域研究（研究課題提案型）」、「若手研究（A）」、「若手研究（B）」及び「特別研究促進費」の研究代表者は、補助金により実施した研究の成果について、様式C-19「研究成果報告書」（様式B-6「研究成果報告書提出一覧」を添付する）を(*2)文部科学省に、研究計画の最終年度の翌年度の6月20日から6月30日までの間に提出しなければならないこととされているので、これに関する事務を行うこと。

上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、研究代表者は様式C-21「研究経過報告書」を(*2)文部科学省に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、上記報告書を(*2)文部科学省に提出することとされているので、これに関する事務を行うこと。

研究代表者は、研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、様式C-19「研究成果報告書」（様式B-6「研究成果報告書提出一覧」を添付する）を(*2)文部科学省に提出しなければならない（提出期限は、原則として辞退することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日まで）こととされているので、これに関する事務を行うこと。

②「特定領域研究」及び「新学術領域研究（研究領域提案型）」に係る研究成果報告書等の提出

領域代表者は、研究領域の研究期間終了後、研究領域内の各研究課題（公募研究を含む。）の補助事業の成果を取りまとめた上で、研究領域の研究期間終了後又は「成果取りまとめ」の研究課題の研究終了後の翌年度の6月20日から6月30日までの間に、様式C-18「研究成果報告書（冊子体）」を国立国会図書館関西館及び文部科学省に、また様式C-22「研究成果報告書提出届」を文部科学省に、それぞれ提出しなければならないこととされているので、これに関する事務を行うこと。

上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、領域代表者は様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を文部科学省に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、上記報告書等を国立国会図書館関西館及び文部科学省に提出しなければならないこととされているので、これに関する事務を行うこと。

(*1) 日本学術振興会使用ルールにおいては、下線部を「基盤研究」、「若手研究（S）」、「若手研究（スタートアップ）」及び「学術創成研究費」と読み替える。

(*2) 日本学術振興会使用ルールにおいては、下線部を日本学術振興会と読み替える。

⑥ 研究成果発表報告書及び新聞掲載等報告書について

科学研究費補助金による研究成果について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行った場合、又は特許を取得した場合に、研究代表者が作成し提出していただく様式C-24「研究成果発表報告書」及び様式C-25「新聞掲載等報告書」(別添6参照)を簡素化することとします。

「文科省研究者使用ルール(補助条件)」

【研究成果発表の報告】

8-2 研究代表者は、補助事業の成果について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行った場合、又は特許を取得した場合には、その都度、様式C-24「研究成果発表報告書」又は様式C-25「新聞掲載等報告書」により、(*)文部科学省に報告しなければならない。

「文科省研究機関使用ルール」

【研究成果報告に係る手続】

3-19 次の手続を行うこと。

③研究成果発表の報告

研究代表者は、補助事業の成果について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行った場合、又は特許を取得した場合には、その都度、様式C-24「研究成果発表報告書」又は様式C-25「新聞掲載等報告書」により、(*)文部科学省に報告しなければならないこととされているので、これに関する事務を行うこと。

(*) 日本学術振興会使用ルールにおいては、下線部を日本学術振興会と読み替える。